

令和4年度から 不妊等治療費助成事業が変わります！

1 対象者

下記の条件を満たす夫婦が対象となります。

- ・いずれか一方が伊東市民で、不妊等治療を受けた夫婦（事実婚を含む。）
- ・他の地方公共団体から不妊等治療費助成を受けていない方（ただし、静岡県の補助金は除く。）

2 助成対象

不妊・不育症の検査及び治療に係る費用

3 助成内容

保険者からの高額療養費や付加給付の額を差し引いた後の不妊等治療の自己負担額の7/10の額

申請1回につき**30万円**まで、1夫婦の通算は**150万円**まで（年数、申請回数の制限はありません。）

重要

<不妊等治療の開始日（※）と助成金額について>

- ・令和4年3月31日以前の治療開始日→旧制度（上限額12万円）を適用
- ・令和4年4月1日以降の治療開始日→新制度（上限額30万円）を適用

※ 不妊等治療の開始日とは、1回の申請に対する1周期の治療の開始の日ことをいいます。

4 申請期限

不妊治療と不育症治療の両方を受けている場合は、それぞれの終了日から90日以内に別々に申請をしてください。

※治療が高額療養費の対象となる場合は、治療終了日から90日経過後でも、その額が決定してから速やかに申請してください。

※静岡県の助成制度を受ける場合は、その補助金額が決定してから90日以内に申請をしてください。

5 申請書類

①～⑥は、
毎回提出が
必要です

①伊東市不妊等治療費助成金支給申請書（第1号様式）

②不妊等治療受診証明書（第2号様式）

③自己負担額明細書

④健康保険証の写し（夫婦2人分）

⑤限度額適用認定証等の写し（治療を受けた方のみ）

※ 限度額適用認定証については、裏面をご確認ください。

⑥不妊等治療にかかる領収書原本

⑦保険者からの付加給付や高額療養費、静岡県特定不妊治療費補助金の額を確認できる書類

⑧夫婦が事実婚である場合→両人の戸籍全部事項証明書 及び
事実婚に関する申立書（第3号様式）

⑨夫婦が同世帯でない場合→戸籍全部事項証明書

	旧制度	新制度
対象者	法律婚のみ	事実婚も追加
上限額	12万円	30万円
通算助成限度額	108万円	150万円
申請期限	原則：治療終了日から90日以内 例外：静岡県特定不妊治療費補助金を受ける場合は、補助額の決定から90日以内	原則：治療終了日から90日以内 例外：静岡県特定不妊治療費補助金を受ける場合は、補助額の決定から90日以内 例外2：治療に係る高額療養費が該当する場合は、この額が確定後速やかに申請（額決定が治療終了日から90日以内にされない場合に限る。）
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ①伊東市不妊等治療費助成金支給申請書 ②不妊等治療受診証明書 ③自己負担額明細書 ④健康保険証の写し（年度初回） ⑤領収書原本 ⑥保険者からの付加給付や高額療養費、静岡県特定不妊治療費補助金の額を確認できる書類 ⑦夫婦が同世帯でない場合、戸籍全部事項証明書 ⑧その他市長が求める書類 ⑨印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ①伊東市不妊等治療費助成金支給申請書 ②不妊等治療受診証明書 ③自己負担額明細書 ④健康保険証の写し（毎回） ⑤限度額適用認定証等の写し ⑥領収書原本 ⑦保険者からの付加給付や高額療養費、静岡県特定不妊治療費補助金の額を確認できる書類 ⑧夫婦が事実婚である場合、両人の戸籍全部事項証明書、事実婚に関する申立書 ⑨夫婦が同世帯でない場合、戸籍全部事項証明書 ⑩その他市長が求める書類 ⑪印鑑

限度額適用認定証とは：

健康保険の保険証と一緒に医療機関の窓口に提出すると、1か月の支払いが自己負担限度額までとなるものです。これにより一時的にでも高額な医療費を負担せずに済み、高額療養費が後から振り込まれることが原則なくなります。発行に当たっては、ご自身の健康保険の保険者にお問い合わせください。

★不妊等治療の開始に当たっては、限度額適用認定証を取得してから行うようお願いいたします。

【お問い合わせ先】
伊東市役所 子育て支援課 母子保健係
電話 0557-32-1582